

『愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ』

～12月16日から発効します～

愛知県内の特定産業に適用される7業種の特定最低賃金について、平成28年12月16日から改正されます。

このため、既に10月1日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	発効日
-------	-----	-----

(地域最低賃金)

愛知県最低賃金	845円	平成28年 10月1日
---------	------	----------------

(特定最低賃金)

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	926円	平成28年 12月16日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	896円	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	856円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	867円	
輸送用機械器具製造業	904円	
各種商品小売業	847円	
自動車(新車)小売業	888円	

詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください。